



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2023 年 5 月 11 日(木)

## 電子帳簿保存法の 電子取引データ保存の猶予改正

### 改正された電子取引データ保存

令和 5 年 12 月 31 日まで「宥恕（ゆうじょ）措置」が取られていた電子取引データ保存に関するルールが、令和 5 年の税制改正で変更されています。

令和 4 年の税制改正で設定された、やむを得ない事情がある場合、税務調査等で出力書面の提示または提出に応じられれば、令和 5 年末までの 2 年間は電子取引データの紙保存も許されていたのですが、令和 5 年改正において宥恕措置は年末で廃止と明言されました。

### 宥恕措置は終わるが猶予措置ができる

宥恕措置は終わりますが、「猶予措置」が新たに設定されました。

①保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかつたことについて、税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）

②税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求め及び電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしている場合

上記の条件を満たしている場合は、改ざん防止や検索機能などの保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子デ

ータを単に保存しておくことができるとしています。

宥恕措置との違いが分かりにくいようですが、宥恕措置では調査等での「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでした。新たな猶予措置では紙保存した電子取引データも「ダウンロードの求め」に応じる必要がある、というのが異なる点です。

公官庁内の DX・ITC 化が急速に進む中、市井との温度差を感じ取ったのか、なし崩し的な改正に感じられます。法的には緩くなった半面、ペーパーレス化や事務合理化を推進し、宥恕期間終了時からのルールを策定しようとしていた企業は、改正によって振り出しに戻るケースもありそうです。

### 宥恕措置中の出力書面の取扱い

宥恕措置中の電子取引データをプリントアウトした書面は、保存期間が満了するまではそのまま保存しておき、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題はないとされています。



令和 6 年 1 月 1 日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。